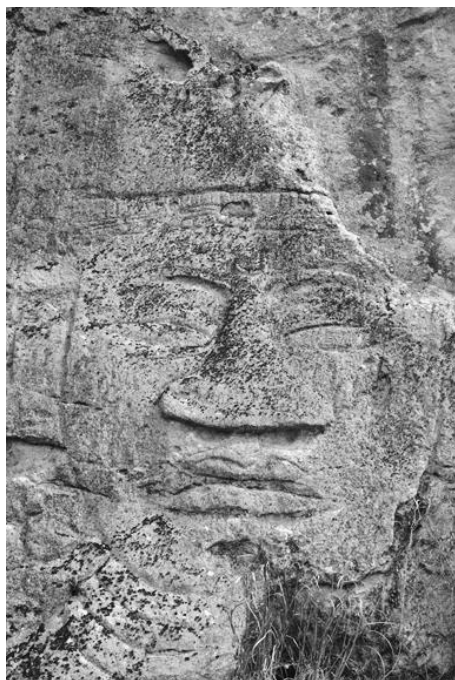


史跡 佐貫石仏保存活用計画

(公開用 ※ 抜粋)

保存活用計画について



平成 28 年(2016)3 月

栃木県塩谷町

保存活用計画

1. 構成資産について

史跡の構成資産は、指定時に評価を受けた「石仏」及び「奥の院」である。現状では石仏の前平坦部空間における具体的な歴史的様相は不明である。また、史跡の指定以後に実施された石仏下部に所在する洞穴については、本文で示したように発掘調査が実施され、縄文時代早期から弥生時代にかけての遺物包含層の存在が明らかにされた。このことは史跡の価値を一層高めたといえる。したがって地籍をもとに広域に指定された史跡の内容とあり方保全管理・活用の具体的な方法を検討するために次の通り地区区分を行い、方針を立てるものとする。

2. 地区区分について

史跡の本質的価値を有する石仏は、岩体の表層部分に刻されたものである。または付帯する「奥の院」もあわせて、岩体の南側の表層部が主たる保全・保護の対象となる。しかし、史跡の信仰上の性格もあり、史跡指定された一帯の景観も含まれて成立することは明らかである。ここでは便宜的に、史跡の保全のあり方について地区区分を設定して、現状変更をはじめ保全の方針を示すこととする。尚、二重に規制のかかる区域もあり、あわせて区分毎の方針を策定するものである。

史跡対象地について、以下のように地区区分を行う。

表 5.1 地区区分表

区名称	区分範囲	内 容	史跡保存活用の前提
A 区	石仏の岩体頂部から石仏彫刻面	史跡の本質的価値の主要部である石仏および奥の院 岩質：凝灰岩質の露岩部である	県自然環境保全地域 亀裂・クラックの存在 植生：貴重種生育
B 区	石仏岩体の洞窟の2か所	文化財：現信仰祠・石造物など 埋蔵文化財包蔵範囲 植生：なし 岩質：岩体内部、岩脈貫入あり	埋蔵文化財包蔵地 県自然環境保全地域
C 区	石仏前面の平坦面	文化財：埋蔵物包蔵範囲 石造物・石碑所在 本区東端に堂跡伝承有 植生：園芸種を含む2次植生 表層：腐植土層。巨大露岩散在	埋蔵文化財包蔵地 新たに中近世の遺構の存在が予測される
D1 区	岩体部以外の地上露出部	文化財：不明 植生：広葉樹林・一部人工林 岩質：珪長質凝灰岩を基盤とする 他：岩体地下に農業用水路あり	県自然環境保全地域 人工林(スギ林など) 鳥獣保護区 一部急傾斜地、土砂崩壊危険区域指定 地下農業用導水路隧道
D2 区	丘陵部西斜面部	文化財：不明 植生：人工林 表層：腐植土層 他：佐貫頭首工に連続して農業用導水路が地下に設置される	鳥獣保護区 地下農業用導水路隧道
E 区	人工構造物	東海寺別院佐貫観音院、トイレ、浄化槽	埋蔵文化財調査事例なし

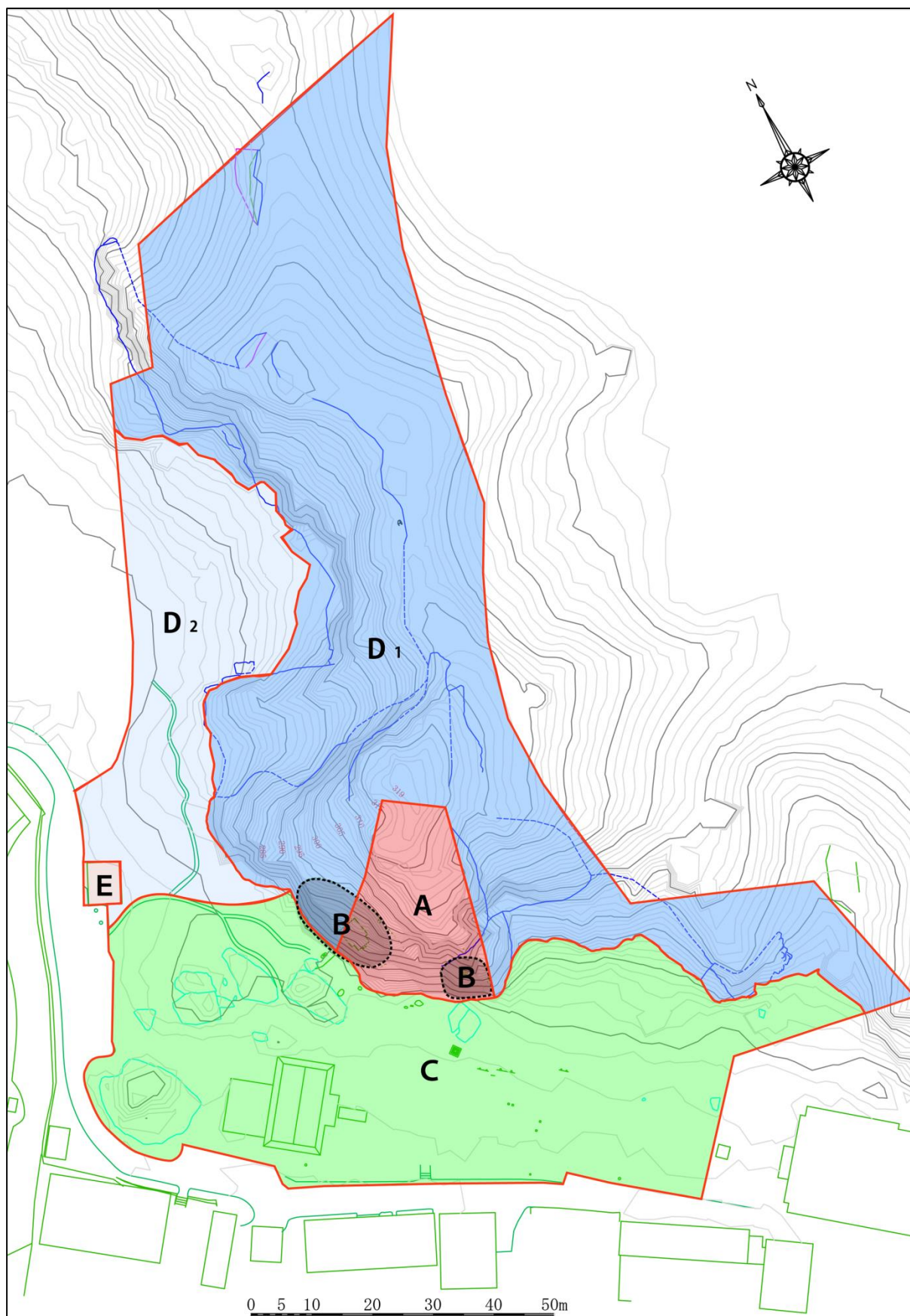


图 5.1 地区区分图

3. 現状変更と史跡取り扱い方針

本史跡の石仏を恒常的に維持・管理し保全していくことが、最大の目標である。その為、その障害となるような自然環境による劣化要因や人為的な損傷については極力排除し、史跡の安定性を保つことが重要である。史跡は同時に活きた信仰物でもあるため、その活用と保全の両立を計っていくことも必要である。その為の基本的な方針を以下にまとめる。

表 5.2 地区区分と現状変更取扱い方針

区名称	区分範囲	内容	取扱方針
A 区	石仏の岩体頂部から石仏彫刻面	文化財：石仏 ：『奥の院』 植生：貴重種生育 岩質：珪長質凝灰岩の露岩部である	・原則として変更は認めない。 ・岩体に悪影響を与える原因については、関係者の協議のうえ、排除することを認める。 ・宗教上必要な行為については、最低限、史跡に影響を範囲でこれを認める。
	奥の院	奥の院	・原則として認めない。 ・ただし、宗教上必要な行為については、史跡に影響を与えない範囲で最低限これを認める。
B 区	石仏岩体の洞窟の 2 か所	現信仰祠・石造物などが配置され信仰の空間である 埋蔵文化財包蔵範囲 植生：なし 岩質：岩体内部、岩脈貫入あり	・原則として認めない。 ・ただし、宗教上必要な行為については、史跡に影響を与えない範囲でこれを認める。 ・また、史跡の性格を把握するための調査については最低限これを認める。
C 区	石仏前面の平坦地。	文化財：埋蔵文化財包蔵範囲 石造物：石碑所在 本区東端に堂跡伝承有 植生：園芸種を含む 2 次植生 表層：腐植土層。巨大露岩散在	・原則として認めない。 ・建築物の新規設置は認めない。ただし基礎構造を持たないような簡易な建築物やそのほか工作物については、史跡に影響がない場合に限り条件を付けて認める。既存建築物の改築については、関係機関協議の上、史跡に影響がない場合に限り条件を付けて認める。 ・史跡整備については史跡の保存と活用を考慮しながら、遺構に影響を与えない範囲で保存を図り進めるものとする。 ・また、宗教上必要な行為については、史跡に影響を与えない範囲でこれを認める。 ・また、史跡の性格を把握するための調査については最低限これを認める。
D1	岩体部以外の地上露出部	文化財：不明 植生：広葉樹林・人工林 岩質：凝灰岩類 他：岩体地下に導水路あり	・史跡としての意義をふまえて、自然環境の保全を図る。 ・また、管理上必要な樹木の伐採に関しては、最低限必要な範囲でこれを認める。
D2	岩体部西斜面部	文化財：不明 植生：人工林 表層：腐植土層 他：佐貫頭首工に連続して導水路が地下に設置	・史跡としての意義をふまえて、自然環境の保全を図る。 ・また、頭首工等の関連工事については、最大限史跡の保全を図ることとしてこれを認める。 ・また、管理上必要な樹木の伐採に関しては最低限必要な範囲でこれを認める。
E 区	人工構造物	東海寺別院佐貫観音院、トイレ	・軽微な改修や工作物の設置等は、史跡に影響を与えない範囲でこれを認める

4. その他区域内景観を構成する要素と管理方針

(1) 名称を持つ岩塊と取扱い方針

C 地区内には石仏が線刻されている岩体のほか独立した岩塊が認められる。それぞれ呼び名わされている名称を持ち、一部は信仰対象物となっている。保存活用上はこうした岩塊もまた保存・保護すべき対象物としてとらえていく。

表 5.3 名称を持つ岩塊の管理方針

	名称(通称)	現況	管理方針
①	夫婦岩	分離した 2 個の岩塊により、夫婦岩と通称され信仰の対象となっている。上端部にはツメレンゲの群生が認められる。	信仰対象であり、景観構成物であるため、人為的形狀変更は認めない。また植生に影響を与える行為は行わない。
②	アマンジャク岩	西洞穴(第二洞穴)の入り口部にあり、小磨崖仏のレリーフが認められる。	景観構成物であり、人為的形狀変更は認めない。
③	不動岩	西洞穴とアモト岩の中間に認められる巨大な岩塊である。	景観構成物であり、人為的形狀変更は認めない。
④	アモト岩	道路に突き出た巨岩である。上端部に石神と思われる石の祠が造立されている。	景観構成物ではあるが、道路に至近しており現状変更を行うためには関係機関との協議の対象とする。

(2) 洞穴遺跡と管理方針

磨崖仏岩体の下部に二カ所の洞窟が所在する。洞窟は現在祠や観音堂などが設置されており、信仰対象物となっている。また昭和 38 から 40 年はじめに宇都宮大学を中心として 2 度の発掘調査が実施されており、縄文時代早期より、弥生時代にかけての資料が得られた。主たる部分は未調査であり、埋蔵文化財保護地としての意義も高い。第 1 及び第 2 洞穴はその土層堆積は必ずしも一様ではなく、出土資料の形式にも差異が認められるという。

(文献 塙静夫「塩谷郡佐賀洞穴遺跡調査概報」第一集 昭和四一年 『栃木県考古学会誌』出典『栃木県史』資料編・考古 1 p184-189 昭和 51 年 3 月 栃木県)

表 5.4 洞窟遺跡に関わる管理方針

	名称	内容	管理方針
①	東洞穴 (第一洞穴)	開口部高さ 2m、間口 6m、最大幅 8m、奥行 9m を測る。「(第 1 層)黒色腐植土層から縄文前期の花積下層式・弥生中期土器・土師器・須恵器の破片が出土し、第 2 層(層厚 70~80cm)の黄褐色砂層からは本遺跡の主体をなす花積下層式土器片が多出した。」現在は祠を中心に五輪塔などが林立している。	現状の変更は認めない。ただし信仰に伴うケルン状石積み等の新たな設置などはこの限りではない。発掘を伴う学術調査については関係機関との事前協議対象とする。
②	西洞穴 (第二洞穴)	開口部 3m、間口 11m、最大幅 20m、奥行 9m を測る。第 1 洞穴に比して大きく、現在中央部に観音堂が建てられている。また周辺には石仏等が奉納され配置されている。発掘調査は堂を避けた部分のトレンチ調査が行われた。「遺物は僅少で前期の諸磯 b 式、弥生中期土器その他が若干出土した程度である。」	現状の変更は認めない。ただし信仰に伴う、諸行為は上に同じ。また発掘を伴う学術調査については関係機関との事前協議対象とする。

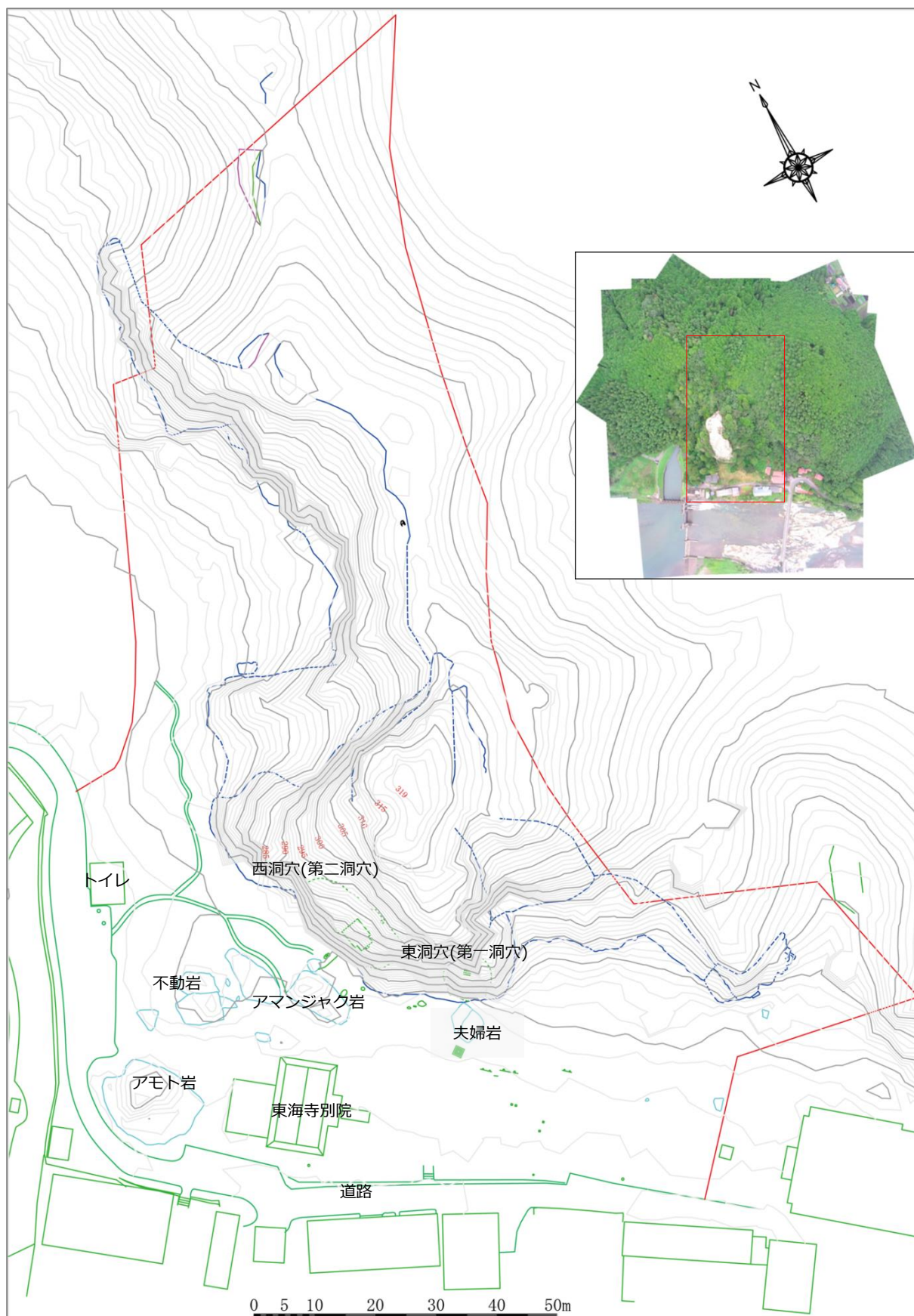


図 5.2 施設・岩塊位置図

5. 植生の管理方針

(1)植生管理の基本的な考え方

史跡内の植生は、居所的な環境により多様な植物が生育している。樹木相においては、ヒノキなどの植林及び落葉広葉樹の二次林でおおわれており、いわゆる里山の様相を呈している。しかし、露岩上においては草本類や地衣類など特別な生育状況が観察される。そのため史跡の保全との調和を目的とし、県内における保全を配慮する必要がある植物や生育環境との調整を図っていく必要がある。したがって、植生に関わる管理方針をたて、更に貴重種の取り扱いの方針に言及するものとする。

表 5.5 植生に関わる管理方針

区名称	区分範囲	植生の概況	植生管理方針
A 区	石仏の岩体頂部から石仏彫刻面	フクロダガヤ、ツメレンゲ、イワヒバ、マツバラン、コケ類などのほか	・岩体や石仏の保存に影響を与えると危惧される小灌木類はこれを除去する。また岩体に認められるクラック等に堆積する腐食土壌も除去を行う。 ・岩面上に生育するツメレンゲやダイダイゴケなど地衣類をはじめとする着生生物は、必要に応じて生育抑制・除去を行う。
B 区	石仏岩体の洞窟の 2 か所	洞窟内にはコケ類のほか植生は認められない。	・基本的に植栽は行わない。
C 区	石仏前面の平坦面	草地であり、オオバコ類の群落を指標とする。	・既存現状の植栽を踏襲するものとし、今後の整備等に合わせて、史跡に配慮して更新する。 ・所有者による日常管理上の草刈等はこれを認める。
D1 区	岩体部以外の露出部	イワギボウシやイワタバコなどの草本類が群生する。	・自然環境保全地域として、適切な管理を図り、人為的な現状変更は行わない。 ・伐採年齢に達している植樹林についての計画的な伐採は、関係機関との協議の上実施する。 ・また新たな植樹は行わず、自然林への復元を行う
D2 区	岩体部西斜面部		・自然環境保全地域として、適切な管理を図り、人為的な現状変更は行わない。 ・危険木などの伐採にあたっては、関係機関と協議を行い必要に応じて実施する。
E 区	人工構造物		・管理については所有者の意向に沿って行われる。但し、掘削を伴う植栽の計画があるときは、町と協議し、取扱い方針を決定する。

(2). 貴重種の取り扱い方針

この地域の岩壁には、今から 3 億 5 千万年前のシダ植物の姿を今にとどめているといわれている暖地性のマツバランが見られる。本県では唯一の生息地であり(東日本では北限に位置する)学術的に貴重な植物である。このほか、イワヒバ、フクロダガヤ、ツメレンゲなども見られる。中でも、フクロダガヤは、県の絶滅危惧Ⅰ類(A ランク)「絶滅の危機に瀕している種」に特定されている。またツメレンゲは絶滅危惧Ⅱ類(B ランク)に指定され、園芸採取の脅威にさらされている。また、「日本新産」とされた「コナキクバダイダイゴケ」(川上、原田 et.al. 2012)は、その生育範囲が露岩一帯に認めることができるが、石仏線刻範囲も覆っている。こうした貴重種については、専門的な見地よりの技術的検討を行い、史跡保全との調整を図っていくものとする。

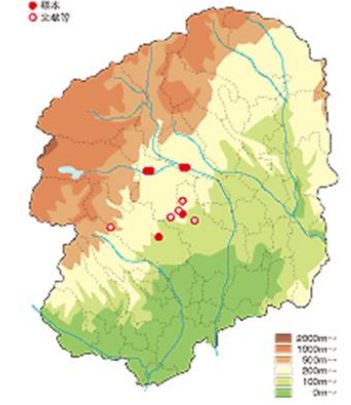
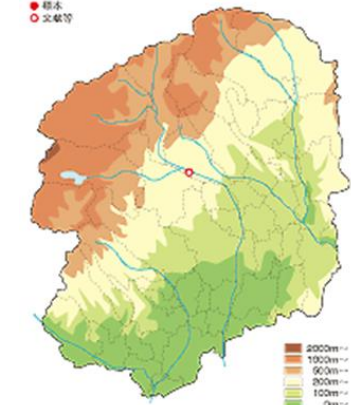
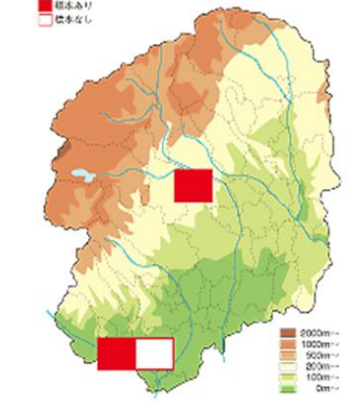
鳥では、県内でも数少ないチョウゲンボウ(ハヤブサ科)の繁殖地でもある。そのため佐貫観音自然環境保全地域は普通地区として指定され、土地の改変行為等については届け出が必要となっている。

チョウゲンボウについては、聞き取りによると 2、3 年前までは、本地点で営巣が認められた様であるが、営巣時期に多くの写真愛好者が訪れ、望遠レンズに驚き営巣を放棄したという証言がある。

またハヤブサやチョウゲンボウが居なくなり、ハトが群れで営巣したため、多量のハトのフンが岩体に付着し、膠着剤として機能したため、有機質土壌の付着を始め、植物の繁茂につながっている。

また本地点周辺は、「鳥獣保護区」に指定されており、野生鳥獣の捕獲は禁止されている。

表 5.6 貴重種一覧表

フクロダガヤ	マツバラン	ツメレンゲ
		
		
【RDB カテゴリー(栃木県)】 絶滅危惧Ⅰ類(A ランク) 【RDB カテゴリー(環境省)】 絶滅危惧ⅠA 類	【RDB カテゴリー(栃木県)】 要注目 【RDB カテゴリー(環境省)】 絶滅危惧Ⅱ類	【RDB カテゴリー(栃木県)】 絶滅危惧Ⅱ類(B ランク) 【RDB カテゴリー(環境省)】 準絶滅危惧

(出典 『レッドデータブック とちぎ』(平成 17 年 3 月) 『栃木県版レッドリスト』(2011 改訂版) 栃木県環境森林部自然環境課 平成 23 年 3 月公表)

(関連条例 「栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例」)

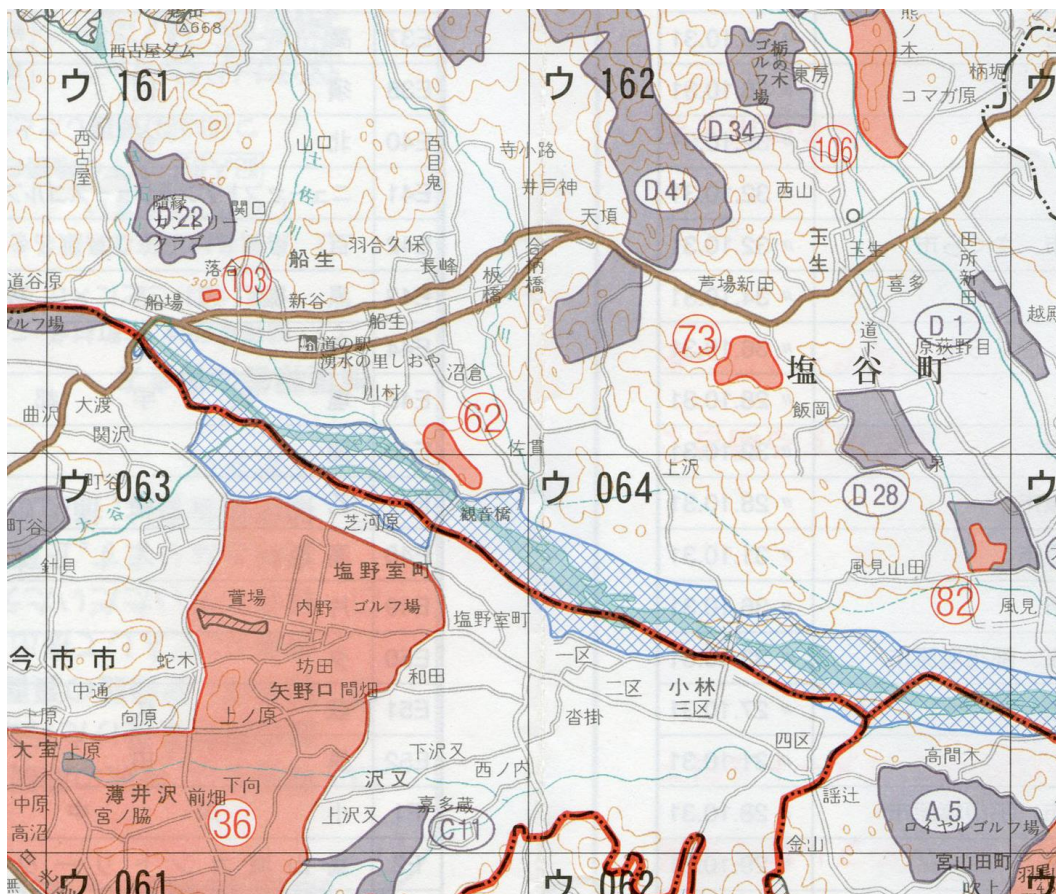


図 5.3 鳥獣保護区特別保護地区

表 5.7 鳥獣特別保護地区凡例表

凡 例	
	鳥 獣 保 護 区
	鳥獣保護区特別保護地区
	自然公園特別保護地区
	銃器に係る特定猟具使用止区域
	指定猟法 (鉛散弾) 禁止区域
	狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニホンジカとイノシシ、又はイノシシを除く。)
	捕 獲 禁 止 区 域 (樹木風倒等の森林例による)
	国 有 林
	乗り入れ規制地区
	環境森林 (森林管理) 事務所界
	環境森林 (森林管理) 事務所所在地



写真 5.1 第 1 営巣地跡①

岩体部東側(下流側)肩部にみられる「チョウゲンボウ」営巣地跡と推定される。



写真 5.2 第 1 営巣地跡②



写真 5.3 第 2 営巣地跡



史跡 佐貫石仏保存活用計画

発行日 平成 28 年 3 月

発 行 塩谷町教育委員会

〒329-2441 栃木県塩谷町大字船生 989-1